

久留米競輪警備要領

1 久留米競輪警備員に求められる態度

- (1) 公営競技の特殊性に鑑み、観客に対するサービス精神を基調として、状況に応じた適切な態度を堅持しなければならない。
- (2) 来場者あつての競輪事業であることを理解し、常に明るく明確に、親切丁寧な態度で業務に臨み、動作は迅速、機敏を旨とする。
- (3) 清潔・端正な容姿・服装を心がけ、言動についても十分に留意して来場者から信頼及び親しまれることを目指すこと。
- (4) 不穩、不当事犯、またはそのおそれがある者に対しては毅然とした態度で接すること。

2 警備業務内容

- (1) 入場者の整理誘導及び不正入場者の防止。
- (2) 場内禁止事項の注意、指導及び制止。
- (3) 暴力団関係者等の動向把握、入場拒否及び排除の補助活動。
- (4) ノミ行為等の不正、不良、悪戯行為者の発見、予防及び検挙。
- (5) スリ、万引き等の予防警戒及び検挙。
- (6) 飲酒等により著しく観客等に迷惑をおよぼす者の警告、制止、排除。
- (7) 不法事案に係る情報収集。
- (8) 場内各施設物件の破損・汚損の防止。
- (9) 場内への危険物の持込みの早期発見及び未然防止。
- (10) レース妨害行為の未然防止、警告及び監視。
- (11) 車券発売時及び的中車券払戻時等の混雑緩和の措置（窓口周辺広報及び警戒）
- (12) 不測の事態発生時における観客の避難誘導。
- (13) 拾得物、遺失物に対する処置。
- (14) 迷子の保護及び案内、20歳未満の者の車券購入防止。
- (15) 傷病者の応急的救護活動及びレース終了後の不法滞留者の整理排除。
- (16) 現金搬出入時における警戒活動及び現金運搬活動（開催中の現金運搬警備含む）。
- (17) 駐車場における交通整理及び規制。
- (18) レース終了時、参道入口等の一般車両及び無料送迎バス等の整理、誘導。
- (19) 火災の予防と早期発見及び初期消火。
- (20) 防災器具等の点検。
- (21) 急病人等への初期対応。
- (22) 上記各項目の外、場内秩序維持のために必要な諸般の業務。
- (23) その他競輪場及びサテライト久留米の秩序維持における市からの要請事項。

3 警備配置箇所及び配置人員

別紙「警備員配置体制表」のとおり。

4 係別警備要領

警備員は、警備にあたっては、旺盛な意欲をもって真剣に服務し、市の指示を守り警備上の創意工夫に努め、下記要領により警備業務を全うしなければならない。

統括責任者及び副統括責任者

統括責任者は、場内取締役委員（警備担当の市職員。以下「警備担当」という。）及び場内取締役員（特別警備員。以下「特警」という。）と連携を密にするとともに全警備員への指示・監督にあたり、次の事項を厳守しなければならない。

- ①警備担当より警備についての指示を受けた場合は、警備員に指示内容を伝達し、指示の実行を図ること。
- ②全警備員に自衛警備隊の一組織であることを認識させ、特警等他の警備員と密接な連携協力を図り、競輪場内外の秩序維持及び不法事案等の未然防止にあたること。
- ③事前に警備員の配置を調整、報告し、開催連絡事項の確認を行うこと。
- ④全警備員の全般的な配置、行動を把握し指示・監督にあたること。
- ⑤情報の収集に努め全般的状況を把握し、警備員の指揮・運用を適時適切に行うこと。
- ⑥特警と緊密に連携し、警備に係る苦情・トラブル等の対応措置にあたること。
- ⑦警備員を指導教育、監督するとともに警備員との連絡、調整を行うこと。
- ⑧毎日業務就業前及び終了後、警備本部に人員、装備等について申告を行い、確認を受けること。
- ⑨競輪開催時における警備状況について、毎日警備報告書を作成し、開催終了後速やかに開催執務委員長に提出すること。
- ⑩無線機等の警備用資器材を整備・充実し、警備活動の一層の機能向上を図ること。
- ⑪副統括責任者は、統括責任者を補佐し、統括責任者が事故・疾病等によって欠けた場合は、その業務を代行すること。

入場門警備

警備員は、警備区域の状況をよく理解し、特警と連携を密にするとともに、次の事項を厳守しなければならない。

- ①特警の指示に従って入場門の開閉及び施錠を行うこと。
- ②始業から最終レース終了時まで、警備区域内の点検を徹底して行い、危険物、放置物件等の発見及び除去に努めること。
- ③来場者の整理誘導に努めること。
- ④不法入場者（暴力団、ノミ屋、コーチ屋、スリ等）等の早期発見、入場拒否及び排除に努めること。不法入場者等が強行して入場を図ろうとした場合は、毅然とした姿勢で臨み、特警

と連携して排除すること。

- ⑤場内への危険物等の持込の早期発見及び未然防止に努めること。場内に危険物や酒類等を携帯して入場しようとする者を発見した時は、相手を刺激しない言動で臨み、退場時まで一時預かる等の措置をとること。
- ⑥動物（ペット）を連れて入場しようとする入場者には、規定事項を十分に説明すること。
- ⑦競輪関係者及び従事員が入場しようとする場合は、状況に応じて通行証（身分証明書等）の提示を求め、本人確認を行ったうえで入場させること。
- ⑧その他入場について疑義がある者がいた場合は、特警に指示を仰ぐこと。
- ⑨傷病者、負傷者を発見した場合は、迅速に現場へ急行するとともに病状の把握に努め、実態に即した応急措置を行うこと。重傷者に対しては医師の派遣、救急車の要請を行うこと。
- ⑩来場者から苦情等を受けた場合は、簡易なもの重要なもの、異例なものにかかわらず警備本部へ報告し、その指示に従うとともに速やかに必要な措置をとること。
- ⑪迷子を発見した場合は、保護し場内放送等の依頼を行う等の措置をとること。
- ⑫定期的に入場者数を統括責任者へ報告すること。
- ⑬特別観覧席等の有料席配置の警備員と無線連絡を行い、指定席の残席数を入場者に教示すること。
- ⑭最終レース終了後、場内に理由なく留まる者、または挙動不審者を発見した時は、直ちに排除すること。
- ⑮市職員等を訪ねて競輪場に来訪した者を適切に案内すること。
- ⑯上記項目の他、場内秩序維持のために必要な諸般の業務及び市職員からの要請に従うこと。

投票所警備要領

警備員は、警備区域の状況をよく理解し、特警と連携を密にするとともに、次の事項を厳守しなければならない。

- ①始業から最終レース終了時まで、場内の点検を徹底して行い、危険物、放置物件等の発見及び除去に努めること。
- ②場内諸施設の故障、破損箇所の発見、報告及び場内諸施設に対する加害、損害行為の発見、防止及び排除に努めること。
- ③来場者からの投票所窓口における抗議、苦情等については、投票所の責任者と密接な連絡をとり、その内容の把握に努めるとともに早期解決を図ること。また、関係者の説明に納得しない状況にある時は、警備本部に報告し指示を受けること。
- ④投票所窓口では、相当の混雑が予想されるので、随時的確に状況を把握して、ハンドマイク等を活用して早期車券購入の促進を図ること。また、状況に応じた案内を行い、混雑緩和及びトラブル防止に努めること。
- ⑤不法行為者（暴力団・ノミ屋・コーチ屋・スリ等）及び迷惑行為者の発見、排除に努めること。発見した時は確固たる姿勢で特警と連携をとり排除に努めること。

- ⑥来場者間の口論、暴力行為等の発見と沈静に努め、他の客に迷惑を及ぼし、暴行傷害事案に発展しないように警戒にあたること。事態の収束が困難な場合は、速やかに特警と連携をとり、警察官の派遣要請等の措置を迅速に行うこと。
- ⑦各レースの車券販売が終了してから当該レースが終了するまでの間は、観覧スタンド周辺にて、来場者の動向を監視し、走路内への侵入、危険物の投入等、レース妨害行為の早期発見及びその防止に努めること。
- ⑧不法行為による現行犯逮捕を行った場合は、冷静沈着に証拠の保全に努めるとともに、関係者の同行を求め、特警と連携行動をとり警察官派遣要請等の措置を迅速に行うこと。
- ⑨レース展開中の選手に対する中傷・誹謗なヤジ等、紛争の要因となる言動については、穏やかな制止、説得によって対応すること。
- ⑩20歳未満の者の車券購入または払戻の受取りは、法により禁止されているので、発見した場合は、速やかに注意すること。
- ⑪傷病者、負傷者を発見またはその通報を受けた時は、迅速な現場臨場とともに病状の把握に努め、実態に即した応急措置を行うこと。重傷者に対しては医師の派遣、救急車の要請を行うこと。
- ⑫迷子を発見した時は、保護し場内放送等の依頼を行う等の措置をとること。
- ⑬特別観覧席等の有料席の入場口では、入場者の列の整理、割込み防止、再入場者の確認、不正入場、危険物の持込み等の予防及び防止に努めること。
- ⑭禁煙区域では、喫煙防止の徹底に努めること。
- ⑮各建屋内への出入者に対しては、身分証明書等の確認を厳重に行い、関係者以外の入室は絶対にさせないこと。
- ⑯市が指定する乳幼児およびその保護者の休憩室については、対象者以外の入室はさせないこと。また、子どものケガ、事故防止に努めること。
- ⑰開催中における現金警戒警備及び現金運搬警備時の盗難事故の防止にあたること。
- ⑱不測の事態が発生した場合は、状況に応じて速やかに来場者の避難誘導を行うこと。
- ⑲上記項目の他、場内秩序維持のために必要な諸般の業務及び市職員からの要請に従うこと。

駐車場警備

警備員は、警備区域の状況をよく理解し、特警と連携を密にするとともに、次の事項を厳守しなければならない。

- ①始業から最終レース終了時まで駐車場の施設点検を徹底して行い、危険物、不審物及び危険箇所の発見、報告、除去に努めること。
- ②整理誘導にあたっては、警笛等を活用して大きな動作で駐車位置を運転者に指示し、事故防止に配慮した整理誘導に努めること。なお、駐車場に誘導する際は、後退誘導は行わないこと。
- ③駐車場等に特定の車両だけを優先的に誘導しないこと。
- ④久留米競輪場の駐車場は点在していて、その駐車状況の把握が困難なので、車両渋滞を発生させないように隣接警備員と連携を密にして、迅速に空きのある駐車場へ誘導するよう努めること。
- ⑤駐車場以外の区域には絶対に駐車させないため、常に駐車場内の巡回を実施し、駐車違反等の防止、離合可能な通行区分帯の確保に努めること。違法駐車をしようとする車両については、説明し駐車をさせないこと。
- ⑥常に駐車場内を巡回点検し、車両のガソリン漏れ、オイル漏れ、ライト消し忘れ等の異常がないか確認を行い、異常を発見した場合は速やかに場内放送等により周知すること。また不審行動をとる者がいた場合は、動向を監視して盗難等の予防に努めること。
- ⑦受持地点の交通規制状況を把握し、これに反する整理、誘導をしないこと。
(一方通行区分の違反等)
- ⑧地域住民との接触、対応は親切丁寧を旨として絶対にトラブルを起こさないこと。
- ⑨開催時には渋滞の発生が見込まれる。地域住民及び運転者の不満が高まることが予想されるので、言葉使い、態度には十分に注意すること。
- ⑩駐車場内での接触事故及び盗難等の取扱いについては、警備本部に報告し指示を受けること。
- ⑪来場者から苦情等を受けた時は、簡易なもの重要なものまたは異例なものにかかわらず警備本部に報告し、その指示に従うとともに速やかに必要な措置をとること。
- ⑫無料送迎バス等の駐車場の確保、誘導を行うこと。
- ⑬最終レース終了時における一方通行の整理誘導を行うこと。
- ⑭最終レース終了時、参道入口の一般車両の整理誘導を行うこと。
- ⑮始業時に駐車場案内板、注意表示板、カラーコーン等を設置し、最終レース終了後は撤去すること。
- ⑯上記項目の他、場内秩序維持のために必要な諸般の業務及び市職員からの要請に従うこと。

サテライト久留米前売専用場外車券売場

警備員は、警備区域の状況をよく理解し、特警と連携を密にするとともに、次の事項を厳守しなければならない。

- ①前売車券購入車両及びお客様の整理誘導。
- ②始業から最終レース終了時における駐車場の施設点検を徹底して行い、危険物、不審物及び危険箇所の発見、報告、除去に努めること。
- ③整理誘導にあたっては、警笛等を活用して大きな動作で駐車位置を運転者に指示し、事故防止に配慮した整理誘導に努めること。なお、駐車場に誘導する際は、後退誘導は行わないこと。
- ④駐車場等に特定の車両だけを優先的に誘導しないこと。
- ⑤駐車場以外の区域には絶対に駐車させないため、常に駐車場内の巡回を実施し、駐車違反等の防止、離合可能な通行区分帯の確保に努めること。違法駐車をしようとする車両については、説明し駐車をさせないこと。
- ⑥常に駐車場内を巡回点検し、車両のガソリン漏れ、オイル漏れ、ライト消し忘れ等の異常がないか確認を行い、異常を発見した場合は速やかに場内放送等により周知すること。また不審行動をとる者がいた場合は、動向を監視して盗難等の予防に努めること。
- ⑦開催中における現金警戒警備及び現金運搬時の盗難事故の防止に努めること。
- ⑧地域住民との接触、対応は親切丁寧を旨として絶対にトラブルを起こさないこと。
- ⑨開催時には渋滞の発生が見込まれる。地域住民及び運転者の不満が高まることが予想されるので、言葉使い、態度には十分に注意すること。
- ⑩駐車場内での接触事故及び盗難等の取扱いについては、特警に報告し指示を受けること。
- ⑪来場者から苦情等を受けた時は、簡易なもの、重要なもの、または異例なものにかかわらず特警に報告し、その指示に従うとともに速やかに必要な措置をとること。
- ⑫上記項目の他、場内秩序維持のために必要な諸般の業務及び市職員からの要請に従うこと。

その他警備要領

- ①競輪開催本部、施行者事務所等の重要施設への入室については、チェックを厳重に行い、関係者以外の進入、入室は絶対にさせないこと。
- ②施行者事務所、警備本部等への来客を案内する場合は、必ず警備本部若しくは市職員に指示を仰ぐこと。
- ③場内外諸施設について不審者の侵入がないか定期的に巡回確認し、最終レース終了後は、来場者が滞留していないかどうか全警備員で確認を行うこと。
- ④現金警戒・搬送警備については、場内における現金の積下ろし、積み込み作業時は警戒棒等を常時携帯し、襲撃に備え絶えず周辺の警戒を行うこと。警戒にあたっては、警備員相互の緊密な連携協力によって警戒に空白が生じないようにすること。また、不測の事態に備え、警戒棒、警笛、

無線機、携帯電話等を携帯して警戒にあたること。

⑤拾得物・遺失物の取扱いについては、次の事項を厳守しなければならない。

＜拾得者（来場者）から届出があった場合＞

- ア) 拾得者の住所、氏名、生年月日、連絡先、拾得日時、拾得場所を確認すること。
- イ) 拾得物件の種類、数量、特徴（現金の場合はその内訳、物品の場合は形状、模様、材質等）を必ず拾得者の目前で相互に確認し、備え付け簿冊に所要事項を記録すること。
- ウ) 拾得者に「報労金」の請求意思の有無を確認すること。

※拾得者が報労金請求の意思を有する場合、遺失者に返還を行う際は、返還を受ける者に拾得者の連絡先等情報を開示することについて同意を求めること。

- エ) 拾得者から拾得物件について権利放棄の申出があった場合、拾得者に権利を放棄する旨を記載させ署名を求めること。

＜遺失物届の受理について＞

- ア) 遺失者の住所、氏名、生年月日、連絡先、遺失日時、遺失場所の確認及び遺失物件の種類、内容、特徴を聴取すること。
- イ) 備え付け簿冊に所要事項を記録すること。

※遺失の日時、場所等についてははっきり覚えていないことが多いので、立ち寄った場所等を具体的に記載すること。

＜遺失物の返還について＞

ア) 事前に遺失届があった場合

- ・当該拾得物の遺失者と考えられる者から遺失届がすでに受理されていた場合には、警備本部へ報告し、その指示を受け遺失者に連絡し招致し確認の上、「遺失物受領書」に受領を証する署名捺印後に当該拾得物を引き渡すこと。
- ・拾得物が高価な場合は、拾得者も招致して警備本部責任者が立会いの下、遺失者と拾得者談合の上、遺失物法第4条に定める「報労金」について合意を得て円満な処置を慎重にすること。

イ) 遺失者として申出があった場合

- ・拾得物の真の遺失者、所有であるか否かに判定を慎重にすること。
- ・申し出てきた「遺失者」に遺失物の内容を詳細に陳述させることにより拾得物件と同一か否かの判定を行うこと。遺失者の申出がなされて判定作業が終了した場合は「申出の当否」にかかわらず警備本部に報告し、「遺失者・所有者」と判断される場合は、前項に準じて返還の手続きをとること。「遺失者・所有者」でないと判断される場合は、申し出の物件でないことを説明し別途「遺失届」の提出を要請して処理すること。その際、当然のことながら遺失申し立ての内容と拾得物の内容との相違点等は一切明らかにしてはならない。

※身分確認が必要な場合は、運転免許証等身分を確認できるものの提示をお願いすること。

5 報告事項

下記事項については、速やかに警備本部に報告すること。

- ① 来場者によるトラブルが発生した時、また発生が予想される時。
- ② 火災、転落事故等不測の事態が発生した時、また発生するおそれがある時。
- ③ 事件、事故が発生した時、また発生するおそれがある時。
- ④ 不法入場者、不正入場者、不審者等を発見した時。
- ⑤ レースに係る抗議、苦情を受けた時。
- ⑥ 傷病人等を発見した時、また届出を受けた時。
- ⑦ レースに対しての来場者等の不穏言動を察知した時。
- ⑧ 窓口及び観覧スタンドにてレース実施に関わる異常を発見した時、また発生するおそれがある時。
- ⑨ その他緊急に対応を要する事項を発見した時。また発生するおそれがある時。

6 報告要領

- ①報告事案が発生した時は、迅速、適切に報告を行うこと。
- ②事案の状況や対処措置の効果等は、時間の推移に伴い判明してくるので、その状況を「第1報」「第2報」「第3報」として随時追加報告をすること。
- ③報告内容は、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「なぜ」「どのように」起こっているのか簡潔に報告すること。
 - ・いつ → 時計を見て時刻を確認する。
 - ・どこで → 事案を発見、察知した場所（投票所、駐車場等）。
 - ・誰が → 男女の別、老人、若者の別、特徴等
 - ・何を → 事案の概要
 - ・なぜ → 動機、原因等
 - ・どのように → 事態の様態がどのようにされたのか、事態を引き起こすために使用された道具がどのように使われたのか等。

※警備員は、平素から起こり得る各種の事態を予測して、どのような事態が発生しても迅速かつ的確に、しかも落ち着いて「巧遅」より「拙速」な対応を心掛け、時機を失わないように必要な報告ができるように努めること。